

9年ぶりに
開催

受講者募集

令和5年度

市民後見人養成講座 (基礎課程)

八潮市社会福祉協議会では、成年後見制度の担い手である「市民後見人」を成年後見人等の候補者として養成し、地域福祉の視点から成年後見制度の利用と地域における権利擁護を推進することを目的に、標記講座を実施します。

※来年度開催予定の「市民後見人養成講座（実践課程）」の参加は、今回の基礎課程を修了されていることが要件となります。

1. 実施日時・内容 令和6年2月21日～3月21日 全5回

回数	日付	時間	内容
第1回	2月21日 (水)	9:20 ～15:00	★開講式 ◆市民後見概論 ◆関係制度・法律（健康保険制度、年金制度、障害者施策、障害者虐待防止法、障害者権利条約、障害者差別解消法）
第2回	2月28日 (水)	10:00 ～14:35	◆関係制度・法律（介護保険制度、高齢者施策、高齢者虐待防止法、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度） ◆市民後見活動の実際（社協の成年後見関係事業）
第3回	3月6日 (水)	9:00 ～15:00	◆成年後見制度の基礎（成年後見制度概論、法定後見制度、任意後見制度）◆意思決定支援
第4回	3月13日 (水)	10:00 ～15:00	◆対象者理解（障がい者の理解）◆民法の基礎（家族法、財産法）
第5回	3月21日 (木)	9:30 ～14:40	◆対象者理解（高齢者の理解、認知症の理解）◆関係制度・法律（税務申告制度、消費者保護）◆市民後見活動の実際 ★閉講式

※時間及び内容が一部変更になる場合があります。ご了承ください。

2. 場 所 八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ「社会適応訓練室」

3. 申込方法 2月9日（金）までに片面の「市民後見人養成講座（基礎課程）受講申込書」に必要事項をご記入の上、切り離して、持参もしくはFAX等でお申し込みください。

— 裏面もご参照ください —

申込・問い合わせ先 社会福祉法人 八潮市社会福祉協議会

〒340-0802 八潮市鶴ヶ曽根414-1（八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ内）

TEL 048-995-3636 FAX 048-995-5287 ※月～金曜日（祝日除く。）8:30～17:15

4. 対象者 全ての要件を満たす方

- (1) 八潮市在住の方
- (2) 年齢18歳以上で68歳以下の方（令和5年4月1日現在）
- (3) 成年後見制度及び高齢者や障がい者に対する福祉活動に理解と熱意がある方
- (4) 全日程の受講が可能な方
- (5) 講座修了後に市民後見人として活動する意思がある方
- (6) 成年後見人等の欠格事由に該当しない方（民法第847条）
 - ①家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - ②破産者
 - ③被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
 - ④行方の知れない者

5. 定員 30人（申し込み順）

6. 参加費 無料 ※但し、テキスト代（3冊分）の一部として、3,000円をご負担いただきます。
（初回にお支払いいただき、欠席した場合の返金は不可）

成年後見制度とは？

認知症や障がいなどによって判断能力が十分でない方の援助者（成年後見人等）を法律的に定めることで、その方の預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスを利用できるように契約を結んだりして権利利益を守る制度です。



市民後見人とは？

成年後見制度において、親族や専門職ではなく「地域に貢献したい！」という市民の中から選ばれた成年後見人等のことを言います。

※成年後見人等となるためには家庭裁判所による選任が必要なため、本講座を修了することにより「市民後見人」としての活動ができるとは限りません。